

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 6 月 7 日 (火曜日)

定期 第 314 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 横濱市中区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横濱(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横濱(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
〇告示	
使用料の徴収事務の委託(2件)(政策・NPO協働推進課)	305
家畜伝染病の発生(環境農政・畜産課)	305
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防課)	305
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	306
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	306

〇監査委員公表	
監査の結果により講じた措置について	307
〇公安委員会規則	
神奈川県公安委員会行政文書管理規則及び神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則の一部を改正する規則(警察・総務課)	308
〇公告	
特別保護地区の指定の案の縦覧(2件)(環境農政・自然環境保全課)	308
開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	309
〇入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(会計・調達課)	309
落札者等の公告(教委・財務課)	311

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第260号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 委託を受けた者
横浜市中区長者町4丁目11番地7
株式会社リンクファシリティーズ
- 委託に係る使用料の種類
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例(平成8年神奈川県条例第11号)第5条第1項に規定する使用料(駐車場使用料を除く。)
- 委託の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神奈川県告示第261号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 委託を受けた者
横浜市中区長者町4丁目11番地7
株式会社リンクファシリティーズ
- 委託に係る使用料の種類
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例(平成8年神奈川県条例第11号)別表第1に規定する駐車場に係る使用料
- 委託の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神奈川県告示第262号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

伝染病の種類 ヨーネ病

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
患畜	1	藤沢市	令和4年5月26日

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴見1丁目2	横浜市鶴見区鶴見一丁目及び生麦五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴見1丁目2	横浜市鶴見区鶴見一丁目及び生麦五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
打越1	横浜市中区打越及び南区中村町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	打越1	横浜市中区打越及び南区中村町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町3丁目2	横浜市中区本郷町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町3丁目2	横浜市中区本郷町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町3丁目3	横浜市中区本郷町3丁目及び西之谷町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町3丁目3	横浜市中区本郷町3丁目及び西之谷町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大和町2丁目3	横浜市中区大和町2丁目及び立野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大和町2丁目3	横浜市中区大和町2丁目及び立野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
六ツ川1丁目5	横浜市南区六ツ川一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六ツ川1丁目5	横浜市南区六ツ川一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上菅田町5	横浜市保土ヶ谷区上菅田町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上菅田町5	横浜市保土ヶ谷区上菅田町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
月見台2	横浜市保土ヶ谷区月見台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	月見台2	横浜市保土ヶ谷区月見台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西久保町1	横浜市保土ヶ谷区西久保町及び岩井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西久保町1	横浜市保土ヶ谷区西久保町及び岩井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鶴ヶ峰1丁目1	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目、四季美台、西川島町及び本宿町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴ヶ峰1丁目1	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目、四季美台、西川島町及び本宿町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡村8丁目1	横浜市磯子区岡村8丁目及び岡村5丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡村8丁目1	横浜市磯子区岡村8丁目及び岡村5丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
日吉5丁目1	横浜市港北区日吉五丁目、日吉四丁目及び箕輪町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	日吉5丁目1	横浜市港北区日吉五丁目、日吉四丁目及び箕輪町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
美しが丘4丁目2	横浜市青葉区美しが丘四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	美しが丘4丁目2	横浜市青葉区美しが丘四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
打越1	横浜市中区打越及び南区中村町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
六ツ川1丁目5	横浜市南区六ツ川一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
美しが丘4丁目2	横浜市青葉区美しが丘四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

打越1	横浜市中区打越及び南区中村町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
六ツ川1丁目5	横浜市南区六ツ川一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
美しが丘4丁目2	横浜市青葉区美しが丘四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に

より、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 6 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴見 1 丁目 2	横浜市鶴見区鶴見一丁目及び生麦五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴見 1 丁目 2	横浜市鶴見区鶴見一丁目及び生麦五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町 3 丁目 2	横浜市中区本郷町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町 3 丁目 2	横浜市中区本郷町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町 3 丁目 3	横浜市中区本郷町 3 丁目及び西之谷町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町 3 丁目 3	横浜市中区本郷町 3 丁目及び西之谷町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大和町 2 丁目 3	横浜市中区大和町 2 丁目及び立野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大和町 2 丁目 3	横浜市中区大和町 2 丁目及び立野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上菅田町 5	横浜市保土ヶ谷区上菅田町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上菅田町 5	横浜市保土ヶ谷区上菅田町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
月見台 2	横浜市保土ヶ谷区月見台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	月見台 2	横浜市保土ヶ谷区月見台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西久保町 1	横浜市保土ヶ谷区西久保町及び岩井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西久保町 1	横浜市保土ヶ谷区西久保町及び岩井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鶴ヶ峰 1 丁目 1	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目、四季美台、西川島町及び本宿町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴ヶ峰 1 丁目 1	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目、四季美台、西川島町及び本宿町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡村 8 丁目 1	横浜市磯子区岡村八丁目及び岡村五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡村 8 丁目 1	横浜市磯子区岡村八丁目及び岡村五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
日吉 5 丁目 1	横浜市港北区日吉五丁目、日吉四丁目及び箕輪町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	日吉 5 丁目 1	横浜市港北区日吉五丁目、日吉四丁目及び箕輪町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第18号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 6 月 7 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 小 島 健 一
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 2 か所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立津久井高等学校	令和 3 年 8 月 26 日 (令和 3 年 5 月 14 日)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授	不適切事項については、過年度の収入未済状況の経過

	職員調査)	業料の収入未済11件、605,316円及び定時制授業料の収入未済3件、52,400円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	把握が不十分であったことによるものであり、時効により消滅した債権については、令和3年10月13日に定時制の、令和4年1月21日に全日制の不納欠損処分をそれぞれ行った。 今後は、このようなことがないように、財産管理事務において、個人の債権管理を期ごとに管理し、かつ組織として情報を共有できるようにした上で、資料の根拠規定の記載や添付を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立愛川高等学校	令和3年8月11日 (令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済19件、1,281,370円について、平成29年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、滞納整理における職員間での確認及び進行管理が行われておらず、相互チェック機能が全く働いていなかったことによるものであり、時効により消滅した債権については、令和4年3月4日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないように、改めて授業料に関する規定の理解の向上を図るとともに、滞納案件を一覧化し、複数名で随時進行管理を行うことで、適正な事務執行に努めることとした。

公安委員会規則

神奈川県公安委員会行政文書管理規則及び神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月7日

神奈川県公安委員会

委員長 外 郎 藤右衛門

神奈川県公安委員会規則第7号

神奈川県公安委員会行政文書管理規則及び神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則の一部を改正する規則

(神奈川県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第1条 神奈川県公安委員会行政文書管理規則(平成13年神奈川県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び第7条中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改める。

(神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則の一部改正)

第2条 神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則(平成26年神奈川県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区の指定の案を、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、県政情報センター並びに神奈川県の各地域県政総合センター環境部及び各地域県政情報コーナー並びに三浦市経済部農産課において、令和4年6月7日から同月20日まで縦覧に供し

ます。

なお、この特別保護地区の指定の案に意見を有する者は、令和4年6月7日から同月20日まで知事に意見書を提出することができます。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 特別保護地区の名称

城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

城ヶ島鳥獣保護区のうち、城ヶ島三角点から方位140度160メートルの地点と同三角点から方位123度680メートルの地点との間の断崖肩部の線から海上方向200メートル以内の区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、県政情報センター並びに神奈川県の各地域県政総合センター環境部及び各地域県政情報コーナー並びに三浦市経済部農産課に備え置いて縦覧に供します。)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区の指定の案を、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、県政情報センター並びに神奈川県の各地域県政総合センター環境部及び各地域県政情報コーナー並びに相模原市緑区役所区政策課及び清川村産業観光課において、令和4年6月7日から同月20日まで縦覧に供します。

なお、この特別保護地区の指定の案に意見を有する者は、令和4年6月7日から同月20日まで知事に意見書を提出することができます。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 特別保護地区の名称

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区のうち、早戸川林道汁垂隧道の西側出口から荒井林道を見通す線上を方位270度に進み同林道に至る線と早戸川橋で囲まれた区域、県道伊勢原津久井上村橋南端から村道土山高畑線を見通す線上を方位225度に進み同村道に至る線と同県道と同村道の交点により囲まれた区域及び同村道清川トンネル北側出口を起点とし、同所から同村道を南に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を北に進み吹風トンネル北側出口に至り、同所から起点を見通す線上を東に進み起点に至る線により囲まれた区域のうち標高286メートルの等高線（満水時の湖面の標高）により囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、県政情報センター並びに神奈川県の各地域県政総合センター環境部及び各地域県政情報コーナー並びに相模原市緑区役所区政策課及び清川村産業観光課に備え置いて縦覧に供します。〕

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 6 月 7 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市中野字月之浦582の3ほか14筆の各一部及び582の5ほか54筆
開発区域の面積	9,931.42平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市南区中村町3-191の1
開発許可を受けた者の氏名	公益財団法人かながわ考古学財団 代表理事 近藤 晶一
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和3年10月22日 神奈川県指令厚土東第610047号 (令和4年5月25日 神奈川県指令厚土東第610010号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字神明前5,658の1ほか3筆
開発区域の面積	1,985.05平方メートル
開発許可を受けた者の住所	相模原市南区北里2-30の1
開発許可を受けた者の氏名	株式会社カノウ冷機 代表取締役 叶 伸一
開発許可年月日及び許可番号	令和3年11月5日 神奈川県指令厚土第610007号

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 6 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

捜査指揮室システムの借入れ 入札説明書及び仕様書によります。

(2) 借入期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和10年 2 月29日まで

(3) 借入場所

神奈川県警察本部捜査指揮・支援センター

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 7 月 4 日(月)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担

当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本
庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループ 曾根 奈菜
美 電話 (045) 210-6717

(2) 入札説明書の交付期間

令和4年6月7日(火)から同年7月1日(金)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を
令和4年7月4日(月)正午までに3の(1)の場所に提出してくだ
さい。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課
調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより
入開札を行います。

(1) 入札期間

令和4年8月3日(水)午後1時から同月8日(月)午後1時
まで

(2) 開札日時

令和4年8月9日(火)午前8時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和4年8月8
日(月)午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵
送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算につ
いて契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合
は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入
札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予
定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行
った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased :

Police operations room Investigation command system

(2) Time limit of tender : 1:00 p.m., August 8, 2022

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of

the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government,
Nihon-odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231
-8588 Japan, Tel (045) 210-6717

次のとおり一般競争入札を行います。

令和4年6月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

生徒用無線LAN等ネットワーク接続用機器の借入れ 一
式

(2) 借入期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

(3) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当
しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加さ
せないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入
れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借
入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分
されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、
次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本
庁舎1階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申
請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行
うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達
課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588
横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出
してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システ
ムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格
認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してく
ださい。

ウ 申請期限

令和4年7月4日(月)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によりま
す。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担
当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本

庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループ 川上 修
電話 (045) 210-6717

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 6 月 7 日(火)から同年 7 月 1 日(金)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 7 月 4 日(月)正午までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 4 年 8 月 3 日(水)午後 1 時から同月 8 日(月)午後 1 時まで

(2) 開札日時

令和 4 年 8 月 9 日(火)午前 8 時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 8 月 8 日(月)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased :
Network infrastructure for the wireless LAN system for students to use

(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., August 8, 2022

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 4 年 6 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)神奈川県立金沢養護学校スクールバス運行業務委託 一式 (2)神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月 14 日 (4)丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町 屋 4-1 の 35 (5)440,000,000円 (6)一般競争入札 (7)令和 4 年 3 月 1 日